

日田市庁舎管理規則の一部改正について（概要）

1. 目的・理由

日田市ではこれまでも、庁内秩序の保持及び公務の円滑な遂行に支障をきたすような危険物の持ち込み及び公務の妨害、通行の妨害等の行為について、日田市庁舎管理規則で禁止としていました。

しかし、近年では、従来の規則では想定していなかった迷惑行為により、職員及び来庁者のプライバシーの侵害や、個人情報の流出および職員への過度な要求等が懸念されています。

こうした時代の変化に対応し、庁舎内の秩序保持や公務の円滑な遂行を図るため、日田市庁舎管理規則の一部を改正することとしました。

2. 内 容

日田市庁舎管理規則第 12 条の禁止行為に係る規定について下記内容の追加するもの。

- 長時間にわたる対応を要求すること。
- 写真の撮影、録音、録画、放送、インターネットを利用した配信その他これらに類する行為をすること。
※ただし以下の行為については対象となりません。
 - ・庁舎内で行う市の事業を、市職員及び当該事業参加者等が、撮影者以外の第三者を特定しうる外見、個人情報が識別されない範囲で撮影・録音するもの。
 - ・市が開催する記者会見等において報道機関が行うもの。
 - ・婚姻等の届出等の記念を目的に行うもの。
 - ・庁舎内での展示物を記録するもの。
 - ・窓口で各種手続きを行う際に、障がい者や高齢者の方、外国人の方等で配慮が必要な方が記録として行うもの。
- 泥酔し、又はめいていた状態で庁内に立ち入り、職員の職務の遂行を妨げ、又は他の来庁者の迷惑となるような行為をすること。
- 職員又は他の来庁者に対して、大声を出して威圧する等の乱暴な言動をし、又は恐怖の念を抱かせ

るような言動をすること。

- 職員又は他の来庁者に対して、差別的又は性的な言動をする等、嫌悪の情を催させ、又は人権侵害に当たる行為をすること。
- 正当な理由なく、立ち入りを禁止した区域に立ち入り、又は勤務時間外に庁舎内にとどまること。

3. 施行予定日

令和7年4月 1 日